

福島県市町村生活交通対策事業補助金交付要綱

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 県は、地域住民の日常生活に必要な生活交通の確保を図るため、地域の実情に即し主体的に生活交通対策事業を行う市町村に対し、当該事業にかかる経費について、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市町村生活交通路線

道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第4条に規定する許可または法第79条に規定する登録を受けた路線のうち、知事が第7条及び第12条の規定により指定したものをいう。

(2) 交通事業者

乗合バス事業等（法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）を経営する者をいう。

(3) 関係団体

次に掲げる者をいう。

ア 商工会議所（商工会議所法（昭和28年法律第143号））

イ 商工会（商工会法（昭和35年法律第89号））

ウ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号））

エ 社会福祉協議会（社会福祉法（昭和26年法律第45号））

オ その他市町村が生活交通対策事業を要請するのに適当と認めた団体

(4) 市町村直営生活交通対策事業（以下「直営事業」という。）

市町村が法第79条に規定する登録を受けて行う交通空白地有償運送事業をいう。

(5) 市町村委託生活交通対策事業（以下「委託事業」という。）

市町村が交通事業者に委託して行う乗合事業をいう。

(6) 市町村が生活交通対策事業を関係団体に要請して行う事業（以下「要請事業」という。）

市町村が関係団体に要請して行うデマンド型乗合タクシー事業をいう。

(7) その他知事が必要と認める事業（以下「その他の事業」という。）

知事が地域の実情を考慮し、生活交通の確保のために必要と認める事業をいう。

(8) 運送収入

第15条に規定する補助対象期間における別表1に掲げる収入（運賃の減免等がある場合は、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度の全部改正について」（平成13年12月5日付け国自旅第118号国土交通省自動車交通局長から運輸局長あて通知）に基づく運賃の割引を除き、当該減免等の額は運賃収入とみなす。）をいう。

(9) 運送費用

第15条に規定する補助対象期間における別表1に掲げる費用をいう。

(10) 収支率

補助事業に係る運送収入の合計額を、運送費用の合計額で除し100を乗じて得られた率をいう。

(11) 路線収支率

第3条第1号、第2号及び第4号に規定する補助事業の路線収支率は、第7条の規定により指定を受けた市町村生活交通路線ごとの運送収入を運送費用で除し100を乗じて得られた率をいう。

(12) 補助金の種類

市町村が実施する生活交通対策事業に係る別表1に掲げる補助金をいう。

(補助事業)

第3条 補助事業は次に掲げる事業（交付決定前に着手又は完了した事業を含む。）とする。

- (1) 直営事業
- (2) 委託事業
- (3) 要請事業
- (4) その他の事業

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、補助事業を行う次の各号のいずれにも該当する市町村とする。

- (1) 第2条第1項第10号に規定する収支率が100%未満の市町村
- (2) 前年度の財政力指数が1.0未満の市町村

2 新たに直営事業を行う市町村は、車両購入費補助金及び施設整備費補助金については、前項(1)の規定を適用しない。

第2章 市町村生活交通（特別指定）路線及び要請事業の指定等

(直営事業及び委託事業における市町村生活交通（特別指定）路線の指定申請)

第5条 市町村は、直営事業及び委託事業において、市町村生活交通路線の指定を受けようとするときは、運行を開始しようとする日の1月前までに市町村生活交通路線指定申請書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

2 市町村は、市町村生活交通路線について、運行の効率化、利便性の向上又は利用客の増加を図るため、地域実情に応じた創意工夫や新たな取組みを行おうとするときは、事業を開始しようとする日の1月前までに市町村生活交通路線特別指定申請書（第1号の2様式）を知事に提出するものとする。

(市町村生活交通（特別指定）路線の変更申請)

第6条 市町村は、直営事業及び委託事業において、市町村生活交通（特別指定）路線を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに市町村生活交通（特別指定）路線変更申請書（第1号の3様式）を知事に提出するものとする。

(市町村生活交通（特別指定）路線の指定・変更)

第7条 知事は、第5条第1項及び前条の規定による申請に係る路線について、地域の生活交通の確保のため必要であると認めるときは、市町村生活交通路線として指定し、又は指定の変更を行うものとする。

- 2 知事は、第5条第2項及び前条の規定による申請に係る路線について、運行の効率化、利便性の向上又は利用客の増加が見込まれ、モデル的・先駆的取組みであると認めるときは、3年間に限り市町村生活交通特別指定路線として指定し、又は指定の変更を行うものとする。
- 3 知事は、前2項の指定又は指定の変更を行ったときは、市町村生活交通（特別指定）路線指定通知書（第2号様式又は第2号の2様式）又は市町村生活交通（特別指定）路線指定変更通知書（第2号の3様式）により申請者に通知するものとする。

（市町村生活交通（特別指定）路線の廃止）

第8条 市町村は、市町村生活交通（特別指定）路線を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の2週間前までに市町村生活交通（特別指定）路線廃止届出書（第3号様式）を知事に提出するものとする。

（市町村生活交通（特別指定）路線の指定の取消し）

第9条 知事は、前条の規定による市町村生活交通（特別指定）路線の廃止届出があったとき及び市町村生活交通（特別指定）路線として不相当と認めるときは、その指定を取り消すものとする。

（要請事業の指定申請）

第10条 市町村は、要請事業を行うときは、事業を開始しようとする日の1月前までに市町村生活交通対策事業要請事業指定申請書（第4号様式）を次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 関係団体の補助事業に係る収支予算書
- (2) 市町村の補助事業に係る収支予算書

（要請事業の指定変更）

第11条 市町村は、要請事業の内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに市町村生活交通対策事業要請事業指定変更申請書（第4号の2様式）を知事に提出するものとする。

（要請事業の指定・変更）

第12条 知事は、第10条及び前条の規定による申請に係る事業について、地域の生活交通の確保のため必要であると認めるときは、市町村生活交通対策事業として指定し、市町村生活交通対策事業要請事業指定通知書（第5号様式）又は市町村生活交通対策事業要請事業指定変更通知書（第5号の2様式）により申請者に通知するものとする。

（要請事業の廃止）

第13条 市町村は、要請事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の2週間前までに市町村生活交通対策事業要請事業廃止届出書（第6号様式）を知事に提出するものとする。

（要請事業の指定の取消し）

第14条 知事は、前条の規定による市町村生活交通対策事業要請事業の廃止届出があったとき及び市町村生活交通対策事業要請事業として不相当と認めるときは、その指定を取り消すものとする。

第3章 運行費補助金

(補助対象期間)

第15条 運行費に係る補助対象期間は、別表1のとおりとする。

(補助対象経費の額)

第16条 運行費に係る補助対象経費の額は、別表1のとおりとする。

- 2 補助対象事業者が消費税及び地方消費税の納税者であり、消費税及び地方消費税の納税に当たり課税仕入れ税額控除を行った場合は、前項の補助対象経費から、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、その限りではない。
- 3 前項ただし書の規定において、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には速やかに知事に報告しなければならない。
- 4 前項の報告があった場合、知事は、補助対象事業者に対して当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(補助率)

第17条 第3条に規定する補助事業の運行費補助金に係る補助率は、別表2に掲げる区分に応じた補助率を適用する。

(補助金の交付額)

第18条 補助金の交付額は、別表1のとおりとし、知事が定める額とする。ただし、市町村生活交通路線ごとの補助金交付予定額が10万円未満となる路線は、交付しない。

- 2 第7条第2項の規定による市町村生活交通特別指定路線の補助金の交付額は、路線毎の補助対象経費の額の1/6に相当する額以内において知事が定める額とし、前項の補助金の交付額に加算する。

(インセンティブ加算)

第18条の2 直営事業及び委託事業にあつては、第3条に規定する補助事業の補助対象期間における収支率が、前年度補助対象期間の収支率を一定基準上回る場合は、別表2-2に掲げる率を前条第1項の補助金の交付額に乗じて得られた額を加算する。

- 2 前項により算定される加算額は、千円未満を切り捨てた額とする。

(申請書の様式等)

第19条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、直営事業及び委託事業にあつては第7号様式、要請事業にあつては第7号の2様式によるものとし、その提出期限は、別表1のとおりとする。

- 2 規則第4条第2項第1号に規定する補助事業に係る収支予算書は、添付を要しないものとする。
- 3 規則第4条第2項第2号に規定するその他別に定める書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 直営事業の場合
 - ア 補助対象期間における損益の積算内訳を記載した損益計算書
 - (2) 委託事業の場合
 - ア 委託先からの経費請求書等の写し

イ 請求額の積算内訳を記載した書類

(3) 要請事業

ア 補助対象期間における関係団体の損益の積算内訳を記載した損益計算書

イ 市町村が関係団体に補助する額の積算根拠を記載した書類

(変更等の承認申請)

第20条 要請事業について、規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとするときは、運行費補助事業変更承認申請書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第21条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。

(1) 補助対象経費の20%以内の減額をすること。

(2) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。

(概算払)

第22条 知事は、要請事業において必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、市町村生活交通対策事業運行費補助金概算払請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第23条 補助対象事業者は、前条により補助金の概算払を受け、事業が完了したときは補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日までに市町村生活交通対策事業運行費補助事業完了報告書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第24条 規則第13条に規定する実績報告は、直営事業及び委託事業にあつては、規則第4条第1項に規定する申請書(第7号様式)と兼用する。要請事業にあつては、市町村生活交通対策事業運行費補助事業実績報告書(第11号様式)により、補助事業が完了した日から起算して20日までに行わなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第25条 補助金の交付を受けた市町村は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を整え、その収支状況を明らかにしておかななければならない。

2 市町村は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(申請を取り下げることのできる期日)

第26条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から10日とする。

(補則)

第27条 その他の事業の取扱いについては、別に定めるものとする。

第4章 車両購入費補助金

(補助対象車両)

第28条 補助対象車両は、市町村生活交通路線の運行の用に供する車両とする。なお、低床型バス車両については、地上から車両の床面までの地上高が65cm以下の車両であつて、ノンステップ型若しくはワンステップ型スロープ付き又はリフト付き車両とする。

(補助対象経費の額)

第29条 車両購入費に係る補助対象経費の額は、1両につき次のいずれか少ない方の額を限度とする。

- ア 低床型バス車両については、1,200万円（消費税を除く）から備忘価額として1円を控除した額、それ以外の車両については、800万円（消費税を除く）から備忘価額として1円を控除した額
- イ 実購入費（消費税を除く）から備忘価額として1円を控除した額

(補助金の交付額)

第30条 補助金の交付額は、補助対象経費の額の1/2以内において知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第31条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、第12号様式によるものとし、その提出期限は、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日とする。

2 規則第4条第2項第1号に規定する補助事業に係る収支予算書は、添付を要しないものとする。

(変更等の承認申請)

第32条 規則第6条第1項又は第2項の規定に基づき知事の承認を受けようとするときは、事業変更（中止・廃止）承認申請書（第13号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助対象車両購入の完了期限)

第33条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月10日までに補助対象車両の購入を完了するものとする。

(実績報告)

第34条 規則第13条に規定する実績報告は、市町村生活交通対策事業車両購入費等補助事業実績報告書（第14号様式）により、補助事業が完了した日（交付決定前に事業が完了した場合には、交付の決定を受けた日）から起算して20日以内、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(財産の処分の制限)

第35条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐

用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

（準用）

第36条 第21条、第25条及び第26条の規定は、本章の補助について準用する。

第5章 施設整備費補助金

（補助対象施設）

第37条 補助対象施設は、補助事業に係る次に掲げる施設とする。

- ア 車庫、停留所施設、旅客待合所
- イ その他当該路線の運行に必要な施設

（補助対象経費の額）

第38条 施設整備費に係る補助対象経費の額は、補助対象施設の整備に要する額（用地取得費を除く）とし、次のいずれか少ない方の額を限度とする。

- ア 250万円（消費税を除く）から備忘価額として1円を控除した額
- イ 実費（消費税を除く）から備忘価額として1円を控除した額

（補助金の交付額）

第39条 補助金の交付額は、補助対象経費の額の1/2以内において知事が定める額とする。

（申請書の様式等）

第40条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、第15号様式によるものとし、その提出期限は、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日とする。

2 規則第4条第2項第1号に規定する補助事業に係る収支予算書は、添付を要しないものとする。

（補助対象施設整備の完了期限）

第41条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月10日までに補助対象施設の整備を完了するものとする。

（実績報告）

第42条 規則第13条に規定する実績報告は、市町村生活交通対策事業車両購入費等補助事業実績報告書（第14号様式）により、補助事業が完了した日（交付決定前に事業が完了した場合には、交付の決定を受けた日）から起算して20日以内、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（準用）

第43条 第21条、第25条、第26条、第32条及び第35条の規定は、本章の補助について準用する。

第6章 災害代替運行費補助金

(趣旨)

第44条 第1章及び第2章の規定に関わらず、県は、自然災害により既存のバス路線が運行不能となり、地域住民の生活に支障を来す恐れがある場合に市町村が主体となり地域住民の日常生活に必要な生活交通を確保するために実施する新たな事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第45条 この章において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害代替事業

災害発生により既存の市町村生活交通路線や交通事業者により運行されるバス路線の全部又は一部の区間が運休となった場合の代替手段として、法の規定に基づき市町村が主体となり地域住民の日常生活に必要な生活交通を確保するために新たに実施する事業をいう。

(2) 災害代替直営事業

災害代替事業として、市町村が行う市町村運営バス運行事業をいう。

(3) 災害代替委託事業

災害代替事業として、市町村が交通事業者に委託して行う乗合事業をいう。

(4) 災害代替要請事業

災害代替事業として、市町村が関係団体に要請して行うデマンド型乗合タクシー事業をいう。

(5) 災害代替事業に係る運送収入

別表1中、補助事業「直営事業」、「委託事業」、「要請事業」をそれぞれ「災害代替直営事業」、「災害代替委託事業」、「災害代替要請事業」に読み替える。

(6) 災害代替事業に係る運送費用

別表1中、補助事業の「直営事業」、「委託事業」、「要請事業」をそれぞれ「災害代替直営事業」、「災害代替委託事業」、「災害代替要請事業」に読み替える。

(補助対象者)

第46条 災害代替事業を実施する第4条第1項第2号に規定する市町村とする。

(補助対象事業)

第47条 補助対象事業は次に掲げる災害代替事業とする。

(1) 災害代替直営事業

(2) 災害代替委託事業

(3) 災害代替要請事業

(補助対象期間)

第48条 補助対象期間は、災害代替事業が終了するまでの期間とし、3年を越えない期間とする。

(補助対象経費の額)

第49条 災害代替事業に係る補助対象経費の額は、補助金の交付を受けようとする会計年度中に発生した経費とし、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害代替直営事業及び災害代替委託事業は、運送費用から運送収入を差し引いた額とする。
- (2) 災害代替要請事業は、市町村が要請する関係団体に補助する額と関係団体における事業の運送費用と運送収入を差し引いた額のいずれか少ない額とする。

(補助率)

第50条 第47条に規定する補助対象事業に対する補助率は別表2-3のとおりとする。

(補助金の交付額)

- 第51条 補助金の交付額は、補助金の交付を受けようとする会計年度における災害代替事業ごとの補助対象経費の額に補助率を乗じた千円未満を切り捨てた額とする。ただし、補助対象者ごとの補助金の交付額の合計額が100千円未満となる場合は交付しない。
- 2 災害代替事業が複数年度にまたがる場合又はまたがることが予想される場合は、各年度における補助金の交付額は、補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間における補助対象経費の額に補助率を乗じた千円未満を切り捨てた額とする。
 - 3 前2項の規定に関わらず知事が特に必要と認める場合は、補助対象経費の額の算定期間を変更することができる。

(事業開始の届出)

第52条 災害代替事業を実施しようとする市町村は、災害代替事業実施届出書兼事業計画書(第16号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

(補助金交付申請書)

- 第53条 規則第4条第1項の規定により災害代替事業について、補助金の交付を受けようとする市町村は、災害代替運行費補助金交付申請書(第17号様式)を知事が別に定める日までに提出しなければならない。
- 2 申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - ア 災害代替直営事業については、補助対象期間における損益計算書
 - イ 災害代替委託事業については、補助対象期間における委託先からの請求書及びその内訳書類等
 - ウ 災害代替要請事業については、補助対象期間における関係団体の損益計算書及び市町村が関係団体に補助する額の積算根拠を記載した書類等
 - 3 災害代替事業が複数年にまたがる場合は、前項の規定に基づき「補助対象期間」を「補助金の交付を受けようとする会計年度」に読み替え適用する。

(変更の承認)

第54条 規則第6条第1項に規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、災害代替事業変更(中止・廃止)承認申請書(第18号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

(事業終了の報告)

- 第55条 災害代替事業が終了したときは、市町村は、災害代替事業終了報告書(第19号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。
- 2 災害代替事業が複数年にまたがる場合は、前項の規定に基づき補助金の交付を受けよ

うとする会計年度の計画事業が終了後に速やかに災害代替事業終了報告書（第19号様式）を提出しなければならない。

（実績報告書及び補助金の請求）

第56条 規則第13条に規定する実績報告書は、災害代替事業実績報告書兼運行費補助金交付請求書（第20号様式）により、災害代替事業が終了した日から起算して20日以内に行わなければならない。

2 災害代替事業が複数年にまたがる場合の実績報告は、補助金の交付を受けようとする会計年度の計画事業が終了した日から起算して20日以内に災害代替事業実績報告書兼運行費補助金交付請求書（第20号様式）により、行わなければならない。

（準用）

第57条 第21条、第25条及び第26条の規定は、本章の補助について準用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。
- 2 「福島県市町村生活バス補助金交付要綱」（平成7年12月22日）は廃止する。
- 3 「福島県市町村生活バス補助金交付要綱」（平成7年12月22日）第6条第1項の規定により、知事が市町村生活バス路線として指定し、又は指定の変更を行った路線については、前項の規定にかかわらず、本要綱第6条第1項の規定により、知事が市町村生活交通路線として指定した路線とみなす。
- 4 平成15年6月30日までに第4条第1項又は第2項、第5条及び第7条の規定による申請書又は届出書を提出する必要がある場合は、同項に定める提出期限にかかわらず、できる限り速やかに提出するものとし、その適用は平成14年10月1日まで遡ることができることとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。
- 2 「福島県市町村生活交通対策事業補助金交付要綱」（平成15年4月1日）第6条第1項の規定により、知事が市町村生活交通路線として指定し、又は指定の変更を行った路線については、本要綱第7条第1項の規定により、知事が市町村生活交通路線として指定した路線とみなす。
- 3 平成18年4月1日までに第10条及び第11条の規定による申請書を提出する必要がある場合は、同項に定める提出期限にかかわらず、できる限り速やかに提出するものとし、その適用は平成17年10月1日まで遡ることができることとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年5月8日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

2 本要綱の改正により直営事

業及び委託事業において、第18条及び第18条の2に規定する補助金の交付額が旧要綱（平成19年5月8日施行）の規定に基づき算定された補助金額と比較して2,500千円以上下回る場合は、平成21年度に限り、別に知事が定める方法により緩和措置を講じる。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年10月14日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月10日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。
- 2 本要綱の改正により第18条第1項に規定する補助金交付予定額が10万円未満となる路線について、旧要綱（平成22年10月14日施行）に規定する補助金交付予定額が10万円以上の路線である場合は、平成30年度に限り、同項ただし書の規定にかかわらず、補助金交付予定額が10万円未満であっても補助金を交付する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月29日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。
- 2 別表2及び別表2-3において、旧要綱（平成30年8月10日施行）では「過疎地域の市町村」であった市町村については、令和3年度から令和8年度まで（平成29年度から令和元年度までの財政力指数の平均が0.4以下の場合は、令和9年度まで）は、「過疎地域の市町村」として補助率を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月29日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表 1 (第2条、第15条、第16条、第18条、第19条関係)

補助事業 項目	直営事業	委託事業	要請事業
運送収入 (第2条関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・運賃収入 ・運送雑収入の合計額 	<ul style="list-style-type: none"> ・運賃収入 ・運送雑収入 ・営業外収入の合計額 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料収入 ・広告料収入 ・雑収入の合計額
運送費用 (第2条関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・運送に係る人件費 ・燃料油脂費 ・修繕費 ・固定資産償却費 ・保険料 ・施設使用料 ・施設賦課税 ・その他の経費 の合計額	<ul style="list-style-type: none"> ・運送に係る人件費 ・燃料油脂費 ・修繕費 ・固定資産償却費 ・保険料 ・施設使用料 ・施設賦課税 ・その他の経費 ・一般管理費 ・営業外費用 の合計額	<ul style="list-style-type: none"> ・車両借上料 (運送に係る人件費含む) ・オペレーター人件費 (保険料を含む) ・システム保守費 (リース料を含む) ・システム通信費
補助金の種類 (第2条関係)	運行費 車両購入費 施設整備費	運行費 車両購入費 施設整備費	運行費
補助対象期間 (第15条関係)	補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間	補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間	補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日を末日とする1年間
補助対象経費の額 (第16条関係)	第7条の指定を受けた市町村生活交通路線ごとに算出した運送費用と運送収入との差額	第7条の指定を受けた市町村生活交通路線ごとに算出した運送費用と運送収入との差額	市町村が要請する関係団体に補助する額と関係団体における補助事業の運送費用と運送収入との差額を比較して少ない方の額
補助金の交付額 (第18条関係)	上記補助対象経費の額に別表2に掲げる区分に応じて補助率を乗じて得られた市町村生活交通路線ごとの補助金額を合計した金額(千円未満切捨て) ※ただし、市町村生活交通路線ごとの補助金が100千円を下回る路線は、交付しない	上記補助対象経費の額に別表2に掲げる区分に応じて補助率を乗じて得られた市町村生活交通路線ごとの補助金額を合計した金額(千円未満切捨て) ※ただし、市町村生活交通路線ごとの補助金が100千円を下回る路線は、交付しない	上記補助対象経費に別表2に掲げる当区分に応じて補助率を乗じて得られた額(千円未満切捨て)
申請書提出期限 (第19条関係)	補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日	補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日	補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日

別表 2 (第17条関係)

区 分		前年度の財政力指数 0.4未満		前年度の財政力指数 0.4以上1.0未満	
		当該年度の 路線収支率 40%以上	当該年度の 路線収支率 40%未満	当該年度の 路線収支率 40%以上	当該年度の 路線収支率 40%未満
過疎地域の 市町村	補助率	2/3	1/6	1/2	1/8
区 分		前年度の財政力指数 0.4未満		前年度の財政力指数 0.4以上1.0未満	
		当該年度の 路線収支率 55%以上	当該年度の 路線収支率 55%未満	当該年度の 路線収支率 55%以上	当該年度の 路線収支率 55%未満
過疎地域以外 の市町村	補助率	1/4	1/16	1/6	1/24

- 備考 (1) 「前年度」とは補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度をいう。
- (2) 「過疎地域の市町村」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下、「新過疎法」という。)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第3条第1項又は第2項、第41条第1項又は第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)又は第42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)に該当する市町村とする。
- (3) 要請事業においては、上記「路線収支率」を「収支率」と読み替えるものとする。

別表 2-2 (第18条の2関係)

インセンティブ加算率

区 分	補助対象期間における収支率が前 年度補助対象期間の収支率を3% 以上5%未満上回る場合	補助対象期間における収支率が前 年度補助対象期間の収支率を5% 以上、上回る場合
加算率	5%	10%

備考 補助対象期間における収支率(運送収入の合計を運送費用の合計で除し100を乗じて得られた率)が前年度補助対象期間における収支率を上回る場合は、上記区分に基づき算出された額を補助金に加算する。

別表 2 - 3 (第50条関係)

災害代替事業に係る補助率

区 分	前年度の財政力指数	補助率
過疎地域以外の 市町村	0.4未満	1 / 2
	0.4以上1.0未満	1 / 3
過疎地域の 市町村	0.4未満	2 / 3
	0.4以上1.0未満	1 / 2

- 備考 (1) 「前年度」とは補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度をいう。
- (2) 「過疎地域の市町村」とは、新過疎法第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項又は第2項、第41条第1項又は第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）又は第42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）に該当する市町村とする。